

有給義務化、残業規制、 同一労働同一賃金への具体策！ 「働き方改革」対応セミナー

結局、うちの会社は何をすればいいの？にお答えします。

2019年

2月6日 水 19:00-21:00

会場：広川町産業展示会館 2F大ホール

参加費：無料

定員：50名

講師：特定社会保険労務士 立野 善史 氏

特定社会保険労務士 立野 善史 氏

立野社会保険労務士事務所（広川町大字広川）

八女郡、八女市、筑後市、久留米地区を中心に企業の労務支援のほか、セミナー講師等豊富な実績を持つ。



セミナー概要

「働き方改革関連法」が成立し4月から順次施行されます。有給休暇の取得義務化や残業時間の上限規制は、違反すると、労働基準法における罰則適用となります。新様式となる36協定（特別条項）や有給管理簿など、実務的に対応が必要な内容も多くあります。また、パート、アルバイトを雇用している事業所では、「同一労働同一賃金」の問題と向き合わないわけにはいきません。

本セミナーでは、4月からの法施行の対応の前提としての労務管理の基礎及び改正のポイント・対応について、わかりやすく解説していきます。

お申込み
お問い合わせ

広川町商工会（広川町日吉1164-6）

TEL: 0943-32-0344 FAX: 0943-33-1068

お申込は裏面申込書をFAXまたはお電話で。



2/6「働き方改革」セミナー

FAX送信先：0943-33-1068（広川町商工会）

参加申込書

「2/6「働き方改革」セミナー」に申込します。

平成 年 月 日

事業所名	
所在地	〒 -
連絡先	
参加者名	